

耐震改修した住宅を掛かる 固定資産税を減額します

昭和57年1月1日以前に建築された、現行の耐震基準の要件に 該当しない住宅を、現行の耐震基準に該当するように耐震改修を 行った場合、必要書類を添えて申告すれば、一定期間家屋に掛かる 固定資産税の減額を受けることができます。

▶対象要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在していた住宅
- ・平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修 工事を完了した住宅で、工事費が30万円以上の耐震改修であ
- ・居住部分の割合が当該住宅の2分の1以上の住宅
- ▶対象床面積 一戸当たり120平方メートルに相当する部分まで
- ▶減額される期間および金額 耐震改修工事が完了した年の翌年 度分から下記の期間、固定資産税額の2分の1が減額されます。

改修完了時期	減額期間
平成18年~21年	3年間
平成22年~ 24年	2年間
平成25年~ 27年	1年間



▶申し込み 税務課資産税担当で配布している「住宅耐震改修に 伴う固定資産税減額申告書 | に必要事項を記入し、必要書類を添 付のうえ、耐震改修完了後3カ月以内に同課に提出してくださ い。(やむを得ない理由があると認められる場合は、3カ月を超 えての申告でも減額できる場合があります。)

【必要書類】

- ・現行の耐震基準に適合した工事であることを証する書類(建 築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関などが 発行したもの)
- ・耐震改修に要した費用を証する書類(領収書、見積書など)
- ▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)

福島県からのお知らせ ~避難している皆さんへ~

福島県では、避難している皆さんに、避難 前に住んでいた市町村へ、現在の住所地、連 絡先などをお知らせいただくようお願いし ています。

連絡が済んでいない方は早めにご連絡く ださい。

福島県双葉郡に住んでいた皆さんは、 「福島県双葉郡支援センター」へ、至急ご 連絡をお願いします。

双葉郡支援センター

- **☎**0120-006-865 【月~日曜日】午前8時~午後10時
- ※連絡した方には、住んでいた町村か ら、「り災・被災証明」や「国民健康保 険証」、「義援金の支払い」などの手続 きについて連絡があります。

被災者支援センターを 閉鎖します

被災者支援センターは5月31日をもちま して閉鎖しました。その後の被災者支援に つきましては、各担当部署で対応します。

○避難者の受け入れおよび生活支援に関す る窓口

福祉課社会福祉担当(内線267)

○義援金に関する窓口

福祉課社会福祉担当(内線267)、行田市 社会福祉協議会☎557-5400

問い合わせ

同課業務担当☎56

は全員にお知らせします。

選考方法

書類審査のうえ決定し、

結果

前谷] 【Eメール】gesui@city.gyoda.lg.jp 【持参・郵送】〒361―0038 行田市下水道課

曲

応募方法 要事項を記入のうえ、 用意してある応募用紙(市ホー で下水道課に提出してください。 からダウンロード可)に応募理由などの必 各地域公民館 (下水道整備区域内)で 郵送、 総務課、 Eメールのいずれかの方法 下水道課、 6月30日休までに 中央公民 ムページ

任期 委嘱した日から2年 募集人数 ②市職員および市議会議員 ⑴応募日現在、 の委員の職にある方 次の方は応募できません。 3人 すでに本市の審議会など

予定)に出席できる方。

満20歳以上で平日昼間の会議

(年3回

備区域に住んでいる方。

応募資格 市内に1年以上住民登録し、 次の要件をすべて満たす方 下水道整

ため、 民の皆さんからの意見を施策に反映させる では、 行田市下水道事業運営審議会の委員 -水道事業の運営に関して、 市

行田市下水道事業運営審議会の

